

令和2年3月24日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について

伊万里ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、衷心よりお見舞い申し上げます。

3月14日に新型コロナウイルス感染防止に向けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正案が施行されたことに伴い、伊万里ガス株式会社は、経済産業省よりガスに関する特別措置について要請を受けました。これを受け、当社は、生活に影響を受けているお客さまからお申し出を受けた場合に、下記のとおり、ガス料金の特別措置を講ずることといたします。

【対象】

当社とガス（都市ガス・LPガス）を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金（注1）の特例貸付を受けたお客さまおよび休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま。

（注1）緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認ください。

【内容】

当社とガスの契約を締結しているお客さまへの対応

お申し出があったお客さまの令和2年2月（支払期限日（注2）が4月6日以降となるものに限る）、及び3月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1か月間延長いたします。

（注2）支払期限日 ガス料金： 検針日の翌日から起算して50日目

【適用開始日】

・令和2年4月6日（月）

※お申し出受付開始日も4月6日（月）といたします。

【お客さまのお問い合わせ先】

・伊万里ガス株式会社 総務課 電話：0955-23-4191

・受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00（祝日除く）

以上